

日本の食品安全行政の仕組みについて

消費者庁消費者安全課

食品安全基本法について

食品安全基本法の制定の背景

①食生活を取り巻く状況の変化

食品流通の広域化・国際化の進展、新たな危害要因の出現、新たな技術の開発等

②2000年代に食の安全を脅かす事件が頻発

BSE（牛海綿状脳症）の発生、残留農薬問題 等

③食の安全に関する国際的動向の変化

生産から消費に至る、各段階での安全性の確保（フードチェーン・アプローチ）、

科学的知見に基づいて必要な措置を講じ、国民への悪影響を未然に防止



2003年（平成15年）

食品安全基本法 施行

⇒リスクアナリシスの導入

食品安全基本法のポイント

食品安全基本法

(平成十五年五月二十三日法律第四十八号)

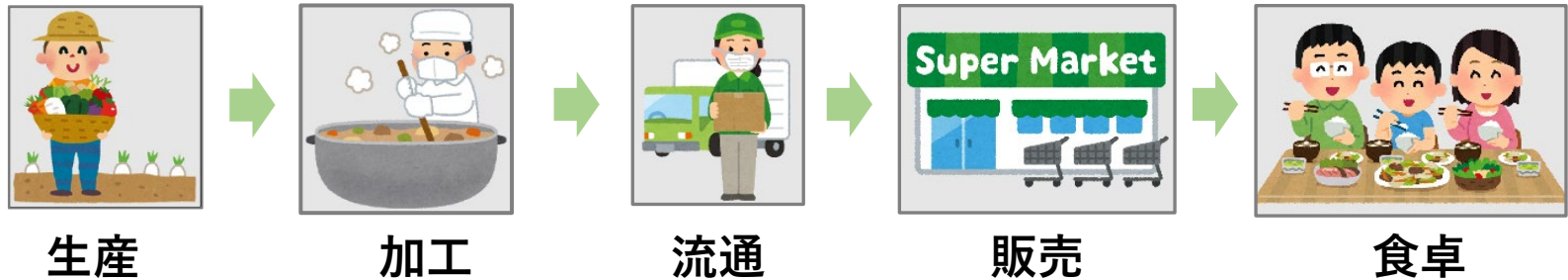
第三条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

第四条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の行為におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすことにかんがみ、食品の安全性の確保はこのために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

第五条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

食品安全行政の基本（食品安全基本法）

- ・国民の健康の保護が最も重要
- ・農場などから食卓まで（フードチェーン）をカバー



- ・国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ
- ・科学的知見（科学データ）に基づいて
- ・リスク管理措置（科学的判断）が講じられることによって
- ・健康への悪影響を未然に防止

我が国における食品安全行政の枠組み

リスクアナリシス

問題発生を未然に防止したり、悪影響の起きる可能性(リスク)を低減するための枠組み

食品安全委員会

消費者庁

消費者庁※、厚生労働省
農林水産省、環境省

リスク評価

どのくらいまでなら食べても安全か科学的知見に基づいて評価

関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整等

- ・機能を分担
- ・相互に情報交換

リスク管理

食べても安全なようにルールを決めて、各行程で監視

※食品衛生に関する規格基準の策定等

リスクコミュニケーション

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

関係府省庁間の役割分担

消費者庁

基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整

食品安全委員会

- リスク評価
(食品健康影響評価) の実施
(食品に含まれる有害物質などの摂取により、人にどのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起こるかを評価すること)

評価結果の通知、勧告等



評価の要請



消費者庁

- 食品、添加物等の規格基準の策定等

厚生労働省

- 食に起因する衛生上の危害の発生の防止
- 規格・基準が守られているかの監視

農林水産省

- 農場から食卓までの安全管理の徹底
- 生産資材規制

相互に連携

ご清聴ありがとうございました



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」